（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［略］		
東京国税局	［略］査察部	［略］査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察情報戦略課　査察国際課
［略］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［略］						
東京国税局	調査第一部	三十五人	七人	一人	—	—
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］						
合計		五十九人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（査察管理課の所掌事務）

第五百七条　関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の査察管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　国税査察官の訓練に関すること（東京国税局にあっては、査察広域課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察広域課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

2　［略］

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　査察総括第一課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課及び資料情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［同上］		
東京国税局	［同上］査察部	［同上］査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課
［同上］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［同上］						
東京国税局	調査第一部	三十六人	七人	一人	—	—
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］						
合計		六十人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（査察管理課の所掌事務）

第五百七条　関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の査察管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　国税査察官の訓練に関すること（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察広域課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

2　［同上］

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　査察総括第一課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課及び資料情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］